福島県川俣町地域おこし協力隊（雇用型）募集要項

過疎と高齢化の進む川俣町山木屋地区の地域振興をはじめ、生きがいや持続可能な地域づくりを目的として活動する「特定非営利活動法人やまきやお気軽ネットワーク」の一端を担っていただく人材を募集します。

１　募集人数

１名

２　募集の背景

「特定非営利活動法人やまきやお気軽ネットワーク」（以下「NPO 法人」）は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の影響により旧避難区域であった山木屋地区において、地域の復興・再生の一助となるべく、また地域の諸課題を解決するため、地元有志により立ち上げられた団体です。

避難指示解除後に帰還された方の多くが高齢となる中、NPO 法人においても、構成員の高齢化と次代を担うべき人材の不足が課題となっており、今後の積極的な事業展開及び組織の維持継続が困難となることが懸念されています。

このことから、地域外からの新たな視点やアイデア、経験等を活かしていただきながら、NPO 法人の事業推進・拡大を行うとともに、次代を担う人材の育成・獲得か喫緊の課題となっています。

３　活動の内容

山木屋地区にある復興拠点商業施設『とんやの郷』を拠点とし、食堂やマルシェの管理運営等の業務を行っていただきます。加えて、NPO 法人の持続可能な活動のため、「食」の提供を核とした収益事業展開の検討や、地元食材を活かした新規メニュー開発、キャンペーン展開等のブランディングにより経営体制強化を図るなど、更なる事業展開についても推進していただきます。

【１年目】

・組織及び事業内容の把握・支援（研修主体）
（NPO 法人の主要事業である、山木屋地区復興拠点商業施設『とんやの郷』の食堂及びマルシェの管理・運営支援、イベントの企画・実施支援）
・収益確保及び地域活性化へ繋げるための既存事業の拡大
（コーヒーやお茶、手作り菓子等の提供サービス（食堂営業終了後から夕方にかけての「地域コミュニティタイム」）の試行）
・地域の現状調査
（避難解除後の山木屋地区の現状及び地域課題の調査）

【２年目】

・収益確保及び地域活性化へ繋げるための既存事業の改善
（地域コミュニティタイムの充実化、地元食材を活かした食堂のメニュー開発、期間限定キャンペーンの展開、地域内外の交流イベントの企画提案等）
・地域課題の分析とニーズへの対応
（現状調査に基づく新たな事業展開等の検討）

・NPO 法人の経理事務の支援

【３年目】

・経営体制強化へ繋げる支援
（新規事業（配食サービス、ミニデイサービス等）の企画試行、ブランディング立ち上げ等）

・NPO 法人の全体経営への参画と支援

【任期終了後の目標】

食堂やマルシェの管理運営、NPO 法人の経営、新規事業推進のノウハウ等、任期中の活動を通じて身につけたスキルを活かし、引き続き川俣町に定住し、NPO 法人の幹部・収益事業責任者として従事することを目指します。

４　応募要件

（１）３大都市圏（※１）をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に現に住所を有している方、または、地域おこし協力隊として同一地域における活動経験が２年以上あり、かつ解嘱から１年以内である方で、採用後、川俣町に住民登録をし、かつ生活の拠点を移すことができる方

（２）地域活性化に興味があり、将来起業等を目指す方で、活動期間終了後も川俣町に定住する意欲のある方

（３）心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションが図れる方

（４）普通自動車運転免許を有している方（活動には運転が必須となります。）

（５）パソコンの一般的な操作（ワード、エクセルなど）ができる方

（６）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方（※２）

（※１）３大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。

（※２）地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する者

①成年被後見人又は被保佐人

②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③川俣町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５　活動場所

川俣町内（主に山木屋地区内）

６　委嘱形態・期間

（１）受入企業に雇用され活動します。

※町との雇用関係はありません。

（２）協力隊活動に支障がない範囲で受入企業の承諾がある場合に副業を行うことも可能です。

（３）隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日からその年度の末日までとします。

（４）次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最長３年）

（５）隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

７　活動日数等

活動日数や活動時間は、受入先と協議し決定します。

８　委託料及び福利厚生等

（１）賃金・給与の額は、月額２９１，０００円とします。

（２）活動に必要な経費（車両借上費、燃料費、出張旅費等）は、町及び受入企業と協議の上、活動に必要と認められるものに限り、予算の範囲内（年間上限６００，０００円）で賃金・給与とは別に補助します。

（３）福利厚生等については、原則として受入企業の社員に準じます。

（４）住居費は月額４２，０００円を上限に受入企業が家賃を補助します。

※転居費用、生活備品、光熱水費は自己負担です。

（５）活動に使用する自動車、パソコン及び携帯電話等はご自身で用意いただきます。

９　応募手続き

（１）受付期間

随時（定員になり次第、受付終了）

（２）提出書類（各１部）

・川俣町地域おこし協力隊申込書
・住民票の写し
・普通自動車運転免許証の写し（表・裏）
・現住所における納税証明書

※提出していただいた書類は返却しません。

１０　選考方法

（１）第１次選考

書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

※応募いただいた内容について、ご連絡させていただくこともありますので、ご了承ください。

※応募に関する費用は、応募者負担となります。

（２）おためし地域おこし協力隊員

第１次選考合格者を対象に、実際の活動内容の体験を行っていただきます。体験期間は、２週間（土日を除く）を想定しております。体験に参加された場合、町から上限１２，０００円/活動日を支給します。

（３）第２次選考

おためし地域おこし協力隊員参加者を対象に、町による面接を行います。日時及び会場等については、おためし地域おこし協力隊員としての体験が終了した後、お知らせします。

※第２次選考に要する交通費等は応募者の負担となります。

（４）選考結果

選考結果は、第２次選考対象者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

１１　その他

（１）問い合わせから選考までの流れ

オンライン説明会（必須）→受入企業との事前面談（必須）→応募申込
→第１次選考→おためし地域おこし協力隊員体験活動→第２次選考→合否発表

（２）町内や受入企業の担当者との顔合わせなど、応募される前に活動環境の確認を必須としています。研修希望日時を電話またはメールにて、お問い合わせください。

（３）その他、不明な点や質問については、担当課へお問い合わせください。

１２　応募・問い合わせ先

川俣町政策推進課まちづくり推進係

【住 所】　〒９６０－１４９２
福島県伊達郡川俣町字五百田３０番地

【連絡先】　０２４－５６６－２１１１（代表）　２４０６（内線）

【メール】　seisaku@town.kawamata.lg.jp